

# 市民からの意見の募集に係る事務処理 説明書

## 市民からの意見の募集に係る事務処理説明書

### 1 説明書の趣旨

この説明書は、「市民からの意見の募集（パブリックコメント）」を実施する場合において留意しなければならない事項、市ホームページへの公表等の手続等に関し、必要な事務処理について掲載しています。

市民からの意見の募集とは、市が政策の立案等をする場合や規則等を定めようとする場合に、当該政策や当該規則等の案、関連する資料をあらかじめ明らかにして、意見の提出先、提出方法及び意見提出期間を定めて当該政策や当該規則等の案に対し意見を求める手続です。

市民からの意見の募集は市民参加条例又は行政手続条例の規定により行われます。また、これらの条例により実施が義務付けられていない場合についても、任意に実施することができます。任意に実施する場合についても、その手続を「市民からの意見の募集（パブリックコメント）」として実施する場合は、同様の手続により実施してください。

なお、この説明書による方式は、平成26年4月1日から実施します。

### 2 用語の意義

この説明書における用語の意義は、次のとおりです。

- 市民参加条例 苫小牧市市民参加条例（平成20年条例第30号）
- 行政手続条例 苫小牧市行政手続条例（平成10年条例第1号）
- 市民からの意見の募集 次のパブリックコメントのことをいいます。
  - ・ 市民参加条例により実施が義務付けられる「市民意見提出手続」
  - ・ 市民参加条例による市民参加手続に準じた措置として講じる任意の意見募集手続
  - ・ 行政手続条例により実施が義務付けられる「意見公募手続」
- CMSマニュアル 苫小牧市公式ホームページマニュアル<パブリックコメント>

### 3 市民からの意見の募集の対象となる事項（対象事項（別添1））

市民からの意見の募集については、原則として、市民参加条例第5条の市民参加手続の対象となる事項について行われる場合と行政手続条例第2条第8号の規則等のうち意見公募手続の対象となるものについて行われる場合との二つがあります。いずれの場合も、**対象事項（別添1）**に該当するかどうかを判断し、実施してください。

なお、市民参加条例第5条の市民参加手続の対象となる事項について行われる市民からの意見の募集は、これに先立ち、審議会、説明会等といった政策形成手続についても行う必要があります。

市民参加条例第5条の市民参加手続の対象となる事項に該当しない政策の立案等であっても、市民参加条例による市民参加手続に準じた措置を講じることは、当然に行うことができます。そのため、市民からの意見の募集を行うことにより政策の立案等についてより一層の効果が期待される場合や市民からの意見の募集を行う必要があると考えられる場合については、市民からの意見の募集をしてください。

市民参加条例、行政手続条例により市民からの意見の募集が義務付けされない場合において、市民からの意見の募集を行うかどうかについては、個別の事案に応じて、具体的に判断することとなります。立案等をしようとする政策の性質や市民からの意見の募集を行うことによる効果、市民からの意見の募集を行うことが手法として適切であるかなどを考慮して、市民自治によるまちづくりに資するものと認められる場合には、市民からの意見の募集を行う必要があります。

#### 4 市民からの意見の募集を行うときの手続

市民からの意見の募集を行うときは、担当課は、募集開始の前日までにCMS管理メニューの専用コンテンツ「パブリックコメント」の「募集実施／終了情報」からページを作成してください（別冊CMSマニュアル6ページ参照）。

専用コンテンツでは、標準的な内容を初期値として設定しています。内容を適宜修正して、作成してください。

##### (1) 別冊CMSマニュアル8ページの入力値について

###### 【1】表示開始日時（募集開始時）

ホームページで公開する日時を入力してください。（初期値は、新規作成した時点での日時が入力されています。）

ここで入力した日時からページが公開されます。

###### 【2】「集計中」への切替日時

市民からの意見の募集が終了する日時を入力してください。（初期値は【1】と同一の日時が入力されています。）

募集時のページの表示は、入力した日時において「この案件は、現在、意見を募集しています。」から「この案件の意見の募集は既に終了しています。（現在、意見の集計中です。）」に自動的に変更されます。同時に、募集時のページについては、「意見募集中の案件」のフォルダから「意見募集が終了した案件（募集時の情報）」のフォルダへ自動的に移動します。

そのため、市民からの意見募集が終了して直ちに意見募集の結果を公表する場合についても、必ず日時を入力してください。

###### 【3】「募集終了」への切替日時

この日時については、後日、入力することとなります。

7（4ページ参照）により市民からの意見の募集の結果を公表した時点で、その日時を入力してください。（初期値は、3年後の日時が入力されています。）

市民からの意見の募集の結果を公表した後、募集時のページの表示は、「この案件の意見の募集は既に終了しています。（現在、意見の集計中です。）」から「この案件の意見の募集は既に終了しています。（市民からの意見を募集したときのページとして掲載しています。）」に変更する必要があります。そのため、7（4ページ参照）により市民からの意見の募集の結果を公表したら、募集時のページの表示を切り替える必要があることから、その時点での日時を入力してください。

###### 【4】表示終了日時

ホームページでの公開を終了する日時を入力してください。（初期値は、3年後の日時が入力されています。）

作成したページは3年間、公表を継続することから、通常は修正不要です。

**【5】日付（並び順に使用）**

通常は、修正不要です。

**【6】タイトル（★）**

市ホームページの最新情報及び募集案内にも表示されることから、以下の名称例に統一してください。

《市民参加条例による市民からの意見の募集「タイトル」名称例》

苫小牧市〇〇〇〇計画（案）について市民からの意見を募集しています

《行政手続条例による市民からの意見の募集「タイトル」名称例》

苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正（案）について市民からの意見を募集しています

**【7】表示**

ホームページで公開をする際に、「公開中」にしてください。（初期値は、「確認中」が入力されています。）

**【8】新着情報への表示**

市民から広く意見を募集するため、通常は修正不要です。（初期値は、「市サイトへ表示する」が入力されています。）

**【9】募集案内への表示**

市民から広く意見を募集するため、通常は修正不要です。（初期値は、「市サイトへ表示する」が入力されています。）

**(2) 別冊CMSマニュアル10ページの入力について**

「政策（規則等）の内容（案）」、「関連情報、資料等」については、担当課で作成したPDFファイル等をサーバーブラウザにアップロードしてリンクを設定してください。

「意見提出様式」については、（別添3）を事案に応じて修正したWORD、PDFファイル等をサーバーブラウザにアップロードしてリンクを設定してください。

**5 意見提出期間が終了したときの手続**

市民からの意見の募集が終了したときは、既に4(1)【2】において日時の入力をしていることから、特段の処理は必要ありません。

## 6 市民からの意見の募集により提出された意見の考慮について

市民から提出された意見については十分に考慮し、案として取り入れるべき合理的な理由があるものについては、案に反映させることが求められます。その一方で、提出意見の内容については、定めようとする案の内容に必ず反映しなければならないものではありません。また、提出された意見の考慮は、提出意見の多寡についてではなく、提出意見の内容に着目して行うものであり、多数決を導入する制度でもありません。

そのため、各担当課では、その権限と責任において、提出意見の内容をよく考え、定めようとする案に反映すべきかどうか、反映する場合はどのように反映すべきかを検討し、判断をしてください。

市民から提出された意見については、提出者の氏名、連絡先等を除いた全文を掲載するか、整理、要約したものを掲載するかのいずれかにより、公表してください。また、同一人により多数の論点を含む意見が提出された場合については、要旨ごとに意見を分離して区分するなど、提出された意見と市の考え方との対応関係が明確になるように作成してください。この場合において、複数の論点や具体的な意見に対して包括的な一つの市の見解を明記し、市の考え方を示す方法については避けることが望ましいことから、市民から提出された意見については指摘された事項について個別具体的に市の考え方を示す方法によることを原則とします。なお、市民から提出された意見が当該案（制度）全般に対する指摘事項である場合などについては、市の考え方についても包括的、概括的な意見として示さざるを得ない場合が多いと考えられます。

市民から提出された意見については十分にその内容を考慮し、その上で、考慮した結果を市の考え方として示さなければならないものです。そのため、「内容を案に取り入れることに合理性がある場合」等については、その意見を取り入れた上で案を修正し、取り入れた理由について明らかにしてください。

一方、提出された意見を検討したものの、提出された意見を取り入れない場合（「意見に合理性がないと判断する場合」、「事実誤認である場合」、「時間上、予算上の制約により取り入れることができない場合」、「指摘事項については既に検討済みであるため案として取り入れない場合」、「政策的な判断により意見の求めるものと異なるものを優先するため取り入れない場合」等）については、「具体的な理由」及び「取り入れない旨」を明確にして、市の考え方を示してください。

## 7 市民からの意見の募集の結果を公表するときの手続

市民から提出された意見の検討が終了したら、提出された意見と市の考え方を公表します。

市民からの意見の募集の結果を公表するときは、担当課は、結果を公表する日の前日までにCMS管理メニューの専用コンテンツ「パブリックコメント」の「結果」からページを作成してください（別冊CMSマニュアル14ページ参照）。

専用コンテンツでは、標準的な内容を初期値として設定しています。内容を適宜修正して、作成してください。

### (1) 別冊CMSマニュアル16ページの入力値について

#### 【1】表示開始日時

ホームページで公開する日時を入力してください。（初期値は、新規作成した時点での日時が入力されています。）

ここで入力した日時からページが公開されます。

## 【2】表示終了日時

ホームページでの公開を終了する日時を入力してください。(初期値は、3年後の日時が入力されています。)

作成したページは3年間、公表を継続することから、通常は修正不要です。

## 【3】日付（並び順に使用）

通常は、修正不要です。

## 【4】タイトル（★）

以下の名称例に統一してください。

≪市民参加条例による市民からの意見の募集「タイトル」名称例≫

苦小牧市〇〇〇〇計画（案）について募集した市民からの意見の結果を公表しています

≪行政手続条例による市民からの意見の募集「タイトル」名称例≫

苦小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正（案）について募集した市民からの意見の結果を公表しています

## 【5】表示

ホームページで公開をする際に、「公開中」にしてください。(初期値は、「確認中」が入力されています。)

## 【6】新着情報への表示

通常は修正不要です。(初期値は、「しない」が入力されています。)

## 【7】募集案内への表示

通常は修正不要です。(初期値は、「しない」が入力されています。)

## (2) 別冊CMSマニュアル17ページの入力について

「提出意見と市の考え方（提出意見を考慮した結果とその理由）★」については、(別添4)の形式により担当課で作成したPDFファイル等をサーバブラウザにアップロードしてリンクを設定してください。

なお、(別添4)を担当課が所管しているページの中でHTML形式で作成する場合には、(1)【4】で入力した名称と重複しないよう、名称を設定してください。

提出意見と市の考え方（提出意見を考慮した結果とその理由）の作成については、(別添4)の形式により作成することを基本とします。留意事項は、以下のとおりです。

### 【提出意見を考慮した結果として示す「市の考え方」について】

- ※ 提出された意見を案に反映させた場合は、どのように反映させたかを具体的に明記してください。
- ※ あくまでも例示であり、事案に応じて作成してください。

### (反映させる理由 意見を取り入れて修正する場合)

- ・ 意見に合理性があり、政策的な判断に合致するため、案を修正します。
- ・ 意見として提出された指摘事項については未検討（視点の欠如、未議論）であり、再度検討

した結果、修正することに合理性があり、案を修正します。

- ・ 論点として補足することに合理性があるため、案を修正します。

**(反映させない理由 意見を取り入れない場合)**

- ・ 意見に合理性がないため、取り入れません。
- ・ 意見に合理性がありますが、時間上の制約により取り入れません。
- ・ 意見に合理性がありますが、予算上の制約により取り入れません。
- ・ 意見に合理性はありますが、運用による対応が可能であるため、案の修正は行いません。
- ・ 意見については事実と相違しており（誤認によるものであり）、案の修正は行いません。
- ・ 意見については、既に案の中で具体化されています。
- ・ 当該指摘事項については、既に検討済みであり、案の修正には至らないものと考えます。
- ・ 意見については、執行の段階で参考とし、案の修正は必要ないものと考えます。
- ・ 意見の趣旨が不明瞭であり、取り入れることができません。
- ・ 意見については、案に全く言及されていないため、案の修正は行いません。
- ・ 案と無関係であると判断される意見であり、案の修正は行いません。
- ・ 政策的な判断により、意見で求めるものと異なるものを優先するため、取り入れません。
- ・ 市が判断する前提となる見解や考え方が異なるため、取り入れません。

**【提出意見人数、提出意見件数（項目）について】**

※ 意見提出人数、意見提出件数、（項目）についての考え方は、次のとおりです。

4月3日 Aさん 1枚（3項目）

4月4日 Bさん 1枚（2項目）

4月5日 Cさん 1枚（3項目）※ うち1項目は、4月3日Aさん提出意見と同一内容

4月9日 Aさん 1枚（4項目）※ 4月3日Aさん提出意見とは別内容

**意見提出人数3人 意見提出件数4件 11項目**

**【意見提出区分、第三者利益による削除等の有無について】**

※ 意見提出区分、第三者利益による削除等の有無については、次のとおりです。

**意見提出区分**

**原文** 提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。

**整理要約** 提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。この場合、担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。

**第三者利益による削除等の有無**

**有** 原文・整理要約のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。

この理由により、当該部分を除いた場合は、「有」にします。

**無** 第三者利益による削除等がない場合は、「無」にします。

**【反映区分について】**

※ 提出された意見については、以下により分類を行い、表示してください。

**反映区分**

- A 意見を受けて案を修正したもの
- B 案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
- C 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
- D 案に取り入れなかったもの
- E 案の内容についての質問等

**【(別添4)の様式について】**

※ 提出意見と市の考え方(提出意見を考慮した結果とその理由)の作成については、(別添4)の形式により作成してください。

※ (別添4)には、以下の表示を必ず行ってください。

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき(個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等)や、その他正当な理由があるとき(提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等)は、その部分について除くことができます。

「市民からの意見を募集したときのページ★」については、4(1)【6】のタイトル(★)を入力し、「意見募集が終了した案件(募集時の情報)」のフォルダに自動的に移動したページのURLのリンクを設定してください(募集時からURLが変更されているので、注意してください)。

「関連情報★」については、担当課で作成したPDFファイル等をサーバーブラウザにアップロードしてリンクを設定してください。

## 8 市民からの意見の募集を行わなかった時の手続（適用除外事項（別添2））

対象事項（別添1）に該当するものであっても、市民参加条例第6条第1項又は行政手続条例第37条第5項の規定により、市民からの意見の募集を行わないことがあります。いずれの場合も、担当課において、適用除外事項（別添2）に該当するかどうかを判断する必要があります。

これらにより市民からの意見の募集を行わなかったときは、担当課は、その旨を公表する日の前日までにCMS管理メニューの専用コンテンツ「パブリックコメント」の「実施せず」からページを作成してください（別冊CMSマニュアル20ページ参照）。

専用コンテンツでは、標準的な内容を初期値として設定しています。内容を適宜修正して、作成してください。

### (1) 別冊CMSマニュアル22ページの入力値について

#### 【1】表示開始日時

ホームページで公開する日時を入力してください。（初期値は、新規作成した時点での日時が入力されています。）

ここで入力した日時からページが公開されます。

#### 【2】表示終了日時

ホームページでの公開を終了する日時を入力してください。（初期値は、3年後の日時が入力されています。）

作成したページは3年間、公表を継続することから、通常は修正不要です。

#### 【3】日付（並び順に使用）

通常は、修正不要です。

#### 【4】タイトル（★）

以下の名称例に統一してください。

《市民参加条例による市民からの意見の募集「タイトル」名称例》

苦小牧市〇〇〇〇計画（案）について市民からの意見の募集を行いませんでした

《行政手続条例による市民からの意見の募集「タイトル」名称例》

苦小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正（案）について市民からの意見の募集を行いませんでした

#### 【5】表示

ホームページで公開をする際に、「公開中」にしてください。（初期値は、「確認中」が入力されています。）

#### 【6】新着情報への表示

通常は修正不要です。（初期値は、「しない」が入力されています。）

#### 【7】募集案内への表示

通常は修正不要です。（初期値は、「しない」が入力されています。）

## (2) 別冊CMSマニュアル23ページの入力について

「市民からの意見の募集を実施しなかった理由★」については、市民参加条例の場合にあっては第6条第1項各号のいずれかを、行政手続条例の場合にあっては第37条第5項各号のいずれかをそれぞれ明示して、適用除外事項に当たる理由を入力してください。

### 9 市民からの意見の募集をしたが、政策の立案等、規則等の定めをしないこととしたときの手続

市民からの意見の募集をしたものの、その後の事情により、結果として政策の立案等や規則等の定めをしないことや、改めて別の案により市民からの意見の募集をすることがあります。

市民からの意見の募集をしたが、政策の立案等、規則等の定めをしないこととしたときは、担当課は、その旨を公表する日の前日までにCMS管理メニューの専用コンテンツ「パブリックコメント」の「立案せず」からページを作成してください（別冊CMSマニュアル26ページ参照）。

専用コンテンツでは、標準的な内容を初期値として設定しています。内容を適宜修正して、作成してください。

## (1) 別冊CMSマニュアル28ページの入力値について

### 【1】表示開始日時

ホームページで公開する日時を入力してください。（初期値は、新規作成した時点での日時が入力されています。）

ここで入力した日時からページが公開されます。

### 【2】表示終了日時

ホームページでの公開を終了する日時を入力してください。（初期値は、3年後の日時が入力されています。）

作成したページは3年間、公表を継続することから、通常は修正不要です。

### 【3】日付（並び順に使用）

通常は、修正不要です。

### 【4】タイトル（★）

以下の名称例に統一してください。

《市民参加条例による市民からの意見の募集「タイトル」名称例》

苦小牧市〇〇〇〇計画（案）について市民からの意見を募集しましたが、政策の立案等を行いませんでした

《行政手続条例による市民からの意見の募集「タイトル」名称例》

苦小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正（案）について市民からの意見を募集しましたが、規則等の定めを行いませんでした

### 【5】表示

ホームページで公開をする際に、「公開中」にしてください。（初期値は、「確認中」が入力されています。）

#### 【6】新着情報への表示

通常は修正不要です。(初期値は、「しない」が入力されています。)

#### 【7】募集案内への表示

通常は修正不要です。(初期値は、「しない」が入力されています。)

### (2) 別冊CMSマニュアル29ページの入力について

「政策の立案等（規則等の定め）をしないこととした理由★」については、市民参加条例の場合にあっては第15条第4項と、行政手続条例の場合にあっては第41条第4項とそれぞれ明示して、政策の立案等（規則等の定め）をしないこととした理由を入力してください。

「市民からの意見を募集したときのページ★」については、4(1)【6】のタイトル(★)を入力し、「意見募集が終了した案件（募集時の情報）」のフォルダに自動的に移動したページのURLのリンクを設定してください（募集時からURLが変更されているので、注意してください）。

## 10 その他留意事項

各担当課において作成したページは、それぞれの時点における内容を記録として明確に把握しておいてください。

作成したページは3年間、公表を継続してください。この期間中は、必要な情報が閲覧できない状態（リンク切れ）にならないよう、十分に留意してください。

市民からの意見の募集を行うに当たり、意見募集要項などを作成しないで市民からの意見の募集を行う場合には、配布資料設置場所に4（2ページ参照）により作成したページの写し等をあらかじめ準備するなど、市民に対して必要な配慮を行ってください。

市民からの意見の募集は市ホームページにより行われることとなりますが、インターネットを利用できない環境にある者への配慮も必要です。そのため、できるだけ複数の方法で実施するように努めてください。

次のような方法が考えられますので、個別の事案に応じて、どのような手法が適切であるか、検討してください。

- (1) インターネットの利用  
(市ホームページによる公表)
- (2) 広報とまこまいへの掲載
- (3) 当該事項を記載した資料の閲覧及び配布  
(配布資料設置場所（担当課、公共施設等）における資料等の設置)
- (4) その他適当と認められる方法  
(市役所だよりによる新聞広告の掲載、広報メモによる報道機関への周知、担当課が実施する事業における公表、関係団体への資料配布、記者会見による発表等)

なお、市民からの意見の募集を行うに当たっては、全市的に統一したフォーマットにより事務処理を行う必要があります。desknets NEO の文書管理（市民自治推進課）には、「意見提出様式（別添3）」、「提出された意見と市の考え方について（別添4）」をWORDファイル等により掲載して

います。これらのファイルを活用し、WORD、PDFファイル等、HTML形式により作成し、公表してください。

## 対象事項

## 【市民参加条例第5条の市民参加手続の対象となる事項】

市民参加条例第5条の市民参加手続の対象となる事項である場合、適用除外事項（別添2）に該当しない限り、市民参加条例上の市民意見提出手続（市民からの意見の募集）が義務付けられます。

## ○ 苫小牧市市民参加条例（平成20年条例第30号）（抄）

（市民参加手続の対象となる事項）

第5条 市民参加手続の対象となる事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想及び市政の基本的な事項を定める計画の策定、変更又は廃止
- (2) 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃
  - ア 市政の基本的な事項
  - イ 市民に義務を課し、又は権利を制限する事項（使用料その他の市民が納付すべき金銭について定めるものを除く。）
  - ウ 公の施設の使用許可の基準その他の利用方法に関する事項
- (3) 使用料その他の市民が納付すべき金銭のうち規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更
- (4) 市の施設のうち当該施設の性質及び建築等に要する費用の額を考慮して規則で定めるものの建築等に係る計画の策定又は変更
- (5) 法令等（法律若しくは法律に基づく命令（告示を含む。）又は条例をいう。以下同じ。）に基づく場合を除くほか、出資（出えんを含む。以下この号において同じ。）を行うことにより、当該出資を受ける法人その他の団体の資本金、基本金その他これらに準じるものに占める市の出資割合が2分の1以上となるもの又は当該出資の総額が500万円以上となるものに対する当該出資に係る基本方針の策定又は変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参加手続を行うことが適当と認められる市の政策の立案等

## 【行政手続条例第2条第8号の規則等のうち意見公募手続の対象となるもの】

行政手続条例第2条第8号の規則等であり、かつ、第3条第3項及び第4条第4項の適用除外に該当しない場合、適用除外事項（別添2）に該当しない限り、行政手続条例上の意見公募手続（市民からの意見の募集）が義務付けられます。

### ○ 苫小牧市行政手続条例（平成10年条例第1号）（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(7) 《略》

(8) 規則等 本市の機関が定める次に掲げるものをいう。

ア 執行機関の規則

イ 処分の要件を定める告示（次条第3項において「告示」という。）

ウ 審査基準（申請（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する申請を含む。第31条において同じ。）により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。第2章を除き、以下同じ。）

エ 処分基準（不利益処分（法第2条第4号に規定する不利益処分を含む。以下エにおいて同じ。）をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。第12条を除き、以下同じ。）

オ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

（適用除外）

第3条 ①・2 《略》

3 次に掲げる規則等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。

(1) 条例の施行期日について定める執行機関の規則

(2) 執行機関の規則又は告示を定める行為が処分に該当する場合における当該規則又は告示

(3) 法律又は条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する執行機関の規則

(4) 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則等

(5) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は規則等を定める機関（以下「規則等制定機関」という。）の判断により公にされるもの以外のもの

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 ① 《略》

2 次に掲げる規則等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。

(1) 本市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等

(2) 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める規則等

(3) 本市の予算、決算及び会計について定める規則等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の本市の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める規則等を除く。）並びに本市の財産及び物品の管理について定める規則等（本市が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める規則等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）

## 適用除外事項

### 【市民参加条例第6条第1項による適用除外と公表】

市民参加条例第5条の市民参加手続の対象となる事項であっても、第6条第1項の適用除外に該当する場合、市民参加条例上の市民意見提出手続（市民からの意見の募集）は行いません。この場合、同条第2項による公表をしなければなりません。

### ○ 苫小牧市市民参加条例（平成20年条例第30号）（抄）

（適用除外）

第6条 市は、立案等をしようとする政策が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、この条例の規定による市民参加手続を行わない。

- (1) 公益上、緊急に当該政策の立案等をする必要があるため、市民参加手続を行うことが困難であるとき。
- (2) 市の他の機関が市民参加手続を行って立案等をした政策と実質的に同一の政策の立案等をするとき。
- (3) 法令等の制定又は改廃に伴う規定の整理その他の軽微な事項であるとき。
- (4) 市の組織、職員の勤務条件その他の市の内部の管理に関する事項であるとき。
- (5) 法令等の規定により当該政策に係る実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うものであるとき。

2 市は、前項の規定により市民参加手続を行わなかったときは、速やかに次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 市民参加手続を行わないこととした政策の内容
- (2) 市民参加手続を行わない理由

### 【行政手続条例第37条第5項による適用除外と公示】

行政手続条例第2条第8号の規則等のうち意見公募手続の対象となるものであっても、第37条第5項の適用除外に該当する場合、行政手続条例上の意見公募手続（市民からの意見の募集）を行いません。この場合、第41条第5項による公示をしなければなりません。

### ○ 苫小牧市行政手続条例（平成10年条例第1号）（抄）

（意見公募手続）

#### 第37条 ①～4 《略》

5 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 納付すべき金銭について定める法律又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法律又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。
- (3) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。
- (4) 他の本市の機関が意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定めようとするとき。
- (5) 条例の規定に基づき条例等の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則等を定めようとするとき。
- (6) 規則等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をしようとするとき。
- (7) 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

（結果の公示等）

#### 第41条 ①～4 《略》

5 規則等制定機関は、第37条第5項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。

- (1) 規則等の題名及び趣旨
- (2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由





3	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b>          本計画(案)については、利用者の対象が見直されることとなるが、見直しにより利用の対象外となる市民についても利用が可能となるよう、必要な措置を行うべきである。</p>	<p><b>D</b></p> <p>本計画(案)は、〇〇法の一部改正により、これまでの法律による一律の基準から、市町村の基準により対象者の範囲を決定することができるとされたことに伴い、市町村に策定が義務付けられたものです。対象者の範囲については、〇〇〇〇審議会の答申を踏まえ、〇〇〇〇を対象とする判断をしたものであり、対象者を見直す考えはありません。</p> <p>なお、本計画(案)の策定により、対象外となる市民についても、制度の趣旨を理解していただけるよう、引き続き必要な周知を行う必要があると考えています。</p>
4	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b>          計画を策定するに当たり、どのようなものを計画化するべきかについて、市として統一的な基準を定めるべきである。</p> <p>《以下、略》</p>	<p><b>C</b></p> <p>市として計画化するべき統一的な基準については、今回、意見募集を行っている範囲に含まれていませんので、御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができません。